

北海道告示第10826号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第15条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

令和3年6月11日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					名称	住所	
北海道第2640号	炭酸カルシウム肥料	53.0粒状炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 53.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	王子木材緑化株式会社	東京都中央区銀座4丁目7番5号	R3.5.25
北海道第2643号	炭酸カルシウム肥料	30.0粒状炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 75.0 く溶性苦土 30.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	王子木材緑化株式会社	東京都中央区銀座4丁目7番5号	R3.5.25